

議 会 運 営 委 員 会

令和7年8月27日（水）

1 令和7年第3回葛飾区議会定例会の開催について

- | | | | |
|-------------------------------|-----------------------|---|---------------|
| (1) 付議事件案について（別紙） | 予算案 | 4 件 | |
| | 条例案 | 5 件 | |
| | 契約案 | 6 件 | |
| | 報告案 | 6 件 | |
| | 人事案 | 2 件 | |
| | その他 | 2 件 [計 2 5 件] | |
| (2) 会期について（別紙） | 令和7年9月10日(水)～10月7日(火) | 28日間 | |
| | 中間本会議 | 9月26日（金） | |
| (3) 区政一般質問について | 順 序 | 区民連／共産党／みらい／自民党／公明党／
無所属 | |
| | 持ち時間 | 自民党： 55分 ／ 公明党： 40分／
区民連： 35分 ／ 共産党： 30分／
みらい： 25分 ／ 無所属：各20分 | |
| | 通告締切 | 9月5日(金) 午後2時 | |
| | (4) 請願等について | 初日付託 | 9月8日(月) 受付分まで |
| | (5) 意見書等の提出について | 件名・案文締切 | 9月8日(月) 午後4時 |
| (6) 令和6年度各会計歳入歳出決算の審査について（別紙） | | | |
| (7) 署名議員 | 15番 | 門 脇 翔 平 議員 | |
| | 16番 | 沼 田 たか子 議員 | |
| | 33番 | 小 山 たつや 議員 | |

2 そ の 他

- (1) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙結果について（別紙）
- (2) 議会BCPの強化に関する検討会における検討結果について（別紙）

【次回日程】9月2日（火） 議会運営委員会理事会 午後1時／ 議会運営委員会 午後2時

令和7年第3回葛飾区議会定例会付議事件名

- 1 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和7年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和7年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 葛飾区空家等の適正管理に関する条例
- 6 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 7 葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例
- 8 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例
- 9 葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 10 （仮称）葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事請負契約締結について
- 11 葛飾区立宝木塚小学校建築工事請負契約締結について
- 12 葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約締結について
- 13 葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約締結について
- 14 全国みどりと花のフェアかつしか用フラワーメリーゴーランドの買入れについて
- 15 葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れについて
- 16 柴又川甚まちなみ館及び葛飾区立柴又公園拡張部の指定管理者の指定について
- 17 令和6年度葛飾区一般会計歳入歳出決算
- 18 令和6年度葛飾区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 19 令和6年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 20 令和6年度葛飾区介護保険事業特別会計歳入歳出決算

21 令和6年度葛飾区用地特別会計歳入歳出決算

22 令和6年度葛飾区駐車場事業特別会計歳入歳出決算

葛飾区教育委員会教育長の任命同意方について（依頼）

葛飾区教育委員会委員の任命同意方について（依頼）

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見について（照会）

令和6年度各会計歳入歳出決算の審査について

1 令和7年決算審査特別委員会の設置・構成

- (1) 議長及び監査委員を除く全議員(35名)をもって構成する決算審査特別委員会(以下「委員会」という。)を9月10日(水)又は11日(木)の本会議において設置する。ただし、議長は、すべての委員会に出席することができる。
- (2) 設置後直ちに本会議を休憩のうえ委員会を開催し、委員長、副委員長(1名)及び理事(4名)を互選する。

2 分科会の設置及び所管事項

- (1) 款・項別審査を行うため、委員会に4分科会を設置し、分科会長及び副分科会長(各1名)を委員長が指名する。なお、議長及び委員長はすべての分科会に出席することができる。
- (2) 各分科会の所管事項は次のとおり。

第1分科会	一般会計のうち	議会費、総務費、産業経済費及び職員費に係る歳入歳出決算
第2分科会	一般会計のうち	福祉費及び衛生費に係る歳入歳出決算
第3分科会	一般会計のうち	環境費及び都市整備費に係る歳入歳出決算
第4分科会	一般会計のうち	教育費、公債費以下に係る歳入歳出決算 及び各特別会計に係る歳入歳出決算

※第1分科会の所管に係る職員費については、必要があれば他の分科会においても関連する職員費の質疑を行うことができる。

3 各分科会への所属

- (1) 各委員は、2つの分科会に所属する。
- (2) 各分科会の定数及び各会派別割当は次のとおり。

分科会名 [定数]	自民党 (10名)	公明党 (7名)	区民連 (6名)	共産党 (4名)	みらい (3名)	無所属 (5名)	計
第1分科会 [18名]	5	3	3	2	2	3	18
第2分科会 [17名]	5	4	3	2	1	2	17
第3分科会 [18名]	5	3	3	2	2	3	18
第4分科会 [17名]	5	4	3	2	1	2	17
合計 (所属委員×2)	20	14	12	8	6	10	

4 追加要求資料

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 追加資料要求締切 | 9月 8日 (月) 午後2時 |
| (2) 追加資料要求委員会決定 | 9月10日 (水) 又は11日 (木) |
| (3) 追加資料配付 | 9月22日 (月) |

5 分科会の運営

- (1) 決算審査特別委員長は、各分科会長に対して、その所管に係る各会計決算の審査を行わせる。
- (2) 各分科会長は、分科会を開催し、所管審査事項を審査する。
- (3) 理事者の出席は、区長、副区長、教育長（第1、第4分科会のみ）、代表監査委員及び各分科会の所管に係る部・課長とし、答弁者は原則として課長級とする。ただし、政策経営部長、総務部長、政策企画課長、経営改革担当課長、財政課長、DX戦略課長、総務課長、人事課長、契約管財課長、会計管理者及び監査事務局長は、すべての分科会に出席する。
- (4) 決算概要の説明は行わない。
- (5) 質疑に持ち時間制は導入しない。ただし、各分科会が1日で審査を終了するよう、各会派が良識を持って対応する。
- (6) 審査は、歳入・歳出を区別せずに行う。また、原則として一般会計においては項ごとに、各特別会計においては会計ごとに審査を行う。
- (7) その他、分科会の運営については、委員会の運営に準ずる。
- (8) 各会派は、分科会終了後、決算に関する会派の意見を400字以内にまとめ、分科会長に提出することができる。
- (9) 各分科会長は、各会派から提出された意見を付して、決算審査特別委員長に審査が終了した旨を報告する。

6 採決

- (1) 分科会では採決は行わない。
- (2) 各分科会長から審査が終了した旨の報告書が提出された後、決算審査特別委員長は委員会を開催し、各分科会長に分科会審査の経過を報告させ、報告に対する質疑終了後、採決を行う。
- (3) 委員会採決については、インターネット中継を実施する。

令和7年 決算審査の流れ

日付	本会議	決算審査特別委員会	
		委員会	分科会
9月 8日(月)		14:00 追加資料要求締切	
10日(水) 又は 11日(木)	決算上程・説明 特別委員会の設置・付託	正副委員長等互選 分科会の設置 各正副分科会長指名 審査方法・日程等決定 追加資料要求決定	
22日(月)		追加資料配付	
29日(月)			第1分科会開催、審査
30日(火)			第2分科会開催、審査
10月 1日(水)			第3分科会開催、審査
2日(木)			第4分科会開催、審査
3日(金)		分科会長報告、質疑、 委員会採決	
7日(火)	委員長報告、質疑、討論 採決		

令和 7 年 決算審査特別委員会・役員配分表

○決算審査特別委員会

		自民党	公明党	区民連	共産党	みらい
委 員 会	委 員 長					
	副 委 員 長					
	理 事					

○各分科会

		自民党	公明党	区民連	共産党	みらい
第 1	分 科 会 長					
	副分科会長					
第 2	分 科 会 長					
	副分科会長					
第 3	分 科 会 長					
	副分科会長					
第 4	分 科 会 長					
	副分科会長					

令和7年 決算審査特別委員会・分科会会派別配分表

■ 委 員 会

委員会 役員	委員長	
	副委員長	
	理 事	

■ 分 科 会

会派名 (委員数×回数)	第 1 分科会 (18名) 議会費、総務費、 産業経済費、職員費	第 2 分科会 (17名) 福祉費、衛生費	第 3 分科会 (18名) 環境費、都市整備費	第 4 分科会 (17名) 教育費、公債費、 諸支出金 及び 各特別会計
自民党 (10×2)				
	(5名)	(5名)	(5名)	(5名)
公明党 (7×2)				
	(3名)	(4名)	(3名)	(4名)
区民連 (6×2)				
	(3名)	(3名)	(3名)	(3名)
共産党 (4×2)				
	(2名)	(2名)	(2名)	(2名)
みらい (3×2)				
	(2名)	(1名)	(2名)	(1名)
無所属 (5×2)				
	(3名)	(2名)	(3名)	(2名)

議会BCPの強化に関する検討会における検討結果について

【経 過】

第1回 令和7年3月18日（火）

（検討内容）

課題

- * 「議会BCP」では災害時における議員の行動がわかりづらい
- * 議員と事務局との連絡・連携体制の強化が必要
- * 研修や訓練などによる動機付け・意識付けの向上が必要

第2回 令和7年5月23日（火）

（検討内容）

第1回での課題を踏まえ、

- * 「議会BCP」を補完する位置づけの「葛飾区議会議員行動指針」の策定について

課題

- * 災害等対策会議における議長職務代理者（現行 第5順位まで）の追加が必要
- * 災害時緊急連絡先のポケット版が必要

第3回 令和7年7月9日（水）

（検討内容）

- * 「議会BCP」における議長職務代理順位の追加について
- * 「葛飾区議会議員行動指針」の策定について
- * 災害時緊急連絡先のポケット版について

【検討結果】

○「議会BCP」の改定

… 議長職務代理順位の追加

○「葛飾区議会議員行動指針」の策定

… 災害時における具体的行動を明示
… 事務局の具体的緊急連絡先を記載
… 区議会災害等対策会議と区災害対策本部との連携イメージを図示
… 防災訓練及び研修の実施

○毎年発行の「電話ガイド」への災害時緊急連絡先の記載

葛飾区議会業務継続計画 新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
6 葛飾区議会災害等対策会議 (1) ・ (2) (略) (3) 災害対策会議は、議長が主催する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。議長及び副議長がともに事故あるとき、又は議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員会正副委員長、危機管理対策特別委員会正副委員長の順に議長の職務を代理する。 (4) 災害対策会議は、次の事務を所掌する。 ア～ク (略) (5) 区議会事務局は、災害対策会議の事務を補佐する。	6 葛飾区議会災害等対策会議 (1) ・ (2) (略) <u>(3) (2)に定めるもののほか、議長は、必要に応じて災害対策会議に参加する議員を指名することができる。</u> <u>(4) 災害対策会議は、議長が主催する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。議長及び副議長がともに事故あるとき、又は議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員会正副委員長、危機管理対策特別委員会正副委員長の順に議長の職務を代理する。</u> <u>(5) (4)で定める議長及び職務代理者に事故あるとき、又は議長及び職務代理者が欠けたときは、年長の議員が職務を代理する。</u> <u>(6) 災害対策会議は、次の事務を所掌する。</u> ア～ク (略) <u>(7) 区議会事務局は、災害対策会議の事務を補佐する。</u>

(案)

葛飾区議会業務継続計画
(議会 B C P)

令和 2 年 3 月 1 1 日

令和 7 年 月 日 改定

目 次

1	目的	1
2	対象とする災害等	1
3	議会の役割	2
4	議員の役割	2
5	区議会事務局の役割	2
6	葛飾区議会災害等対策会議	3
7	災害発生時の行動	4
8	連絡体制	5
9	災害発生時の議会運営	5
10	備蓄品等の確保	6
11	訓練及び研修	6
12	議会BCPの見直し	6

様式 情報連絡票

参考 災害用伝言ダイヤル操作方法

1 目 的

議会は、区内に大規模な災害等が発生した場合においても、二元代表制の下、議事機関として予算や条例等を審議・審査し、議決ができる機能を早期に回復し、また、区長等の執行機関が復旧・復興対策はもとより区民サービスに関わる業務を適切に執行しているのかのチェックを継続していかなければならない。

一方、大規模災害等の初期の段階においては、議会が平時と同様の手続きにより、説明員の出席を求めて議案等の審議・審査を行うことは、議会と執行機関の双方にとって困難なことであり、対応を整理する必要がある。

こうしたことから、葛飾区議会として、災害等発生時の議会や議員の役割、必要な体制づくり、議会運営など、必要な事項を定めた葛飾区議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

2 対象とする災害等

議会BCPが対象とする災害等は、葛飾区災害対策本部及び葛飾区危機管理対策本部（以下「区災害対策本部等」という。）の設置基準を準用する。

種別	設置基準
震災	(1) 区内に震度5強以上の地震（気象庁の発表）が発生したとき (2) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられたとき (3) 区内に地震による災害が発生し、区長が認めたとき
風水害	【荒川】岩淵水門（上）水位観測所の水位が氾濫危険水位（7.70m）に到達することが明らかな場合 【江戸川】野田水位観測所の水位が9.00mに到達して、なお上昇の恐れがある場合 【中川】①上流部で越水をして、区内も浸水するおそれがある場合 ②区周辺部で局地的大雨が継続して、区周辺での越水可能性が高い場合：高砂水位観測所の水位が計画高水位（3.41m）に到達するおそれがある場合
大規模事故災害	各部・課が所掌する業務の事故、大規模事故、武力攻撃・緊急処理事態、感染症、区民に被害が及ぶその他の事態

	において、区民の生命にかかわる危機・区民への影響が 広範囲に及ぶ危機・葛飾区の業務への影響が複数の部に 及ぶ危機が発生し、または発生する恐れがある場合
--	---

3 議会の役割

- (1) 災害等が発生し、区災害対策本部等が設置されたとき、及び議長が必要と認めたときは、葛飾区議会災害対策会議を設置し、議会運営委員会が平常どおり開催できるようになるまでの間、区災害対策本部等が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 区災害対策本部等の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、区災害対策本部等へ提供する。
- (3) 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、区災害対策本部等へ提案及び要望等を行う。また、区災害対策本部等と連携・協力し、国・東京都・関係機関へ要望等を行う。
- (4) 復旧・復興に向けた必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

4 議員の役割

- (1) 災害等が発生したときは、自身の安否と所在（連絡場所）、被害状況、可能な連絡手段等を区議会事務局へ連絡する。
- (2) 被災者の救出や安全確保等、地域の救援活動及び復旧活動等への協力・支援を行う。
- (3) 区災害対策本部等の応急活動等が迅速に行えるよう、特に区災害対策本部等が把握しきれていない地域の被災状況等の情報を議会へ提供する。
- (4) 議会から得た災害等の情報や支援情報等を適切に区民に提供する。
- (5) 本会議、委員会への招集があった場合は、速やかに出席する。

5 区議会事務局の役割

- (1) 災害等が発生し、区災害対策本部等が設置されたときは、通常業務に優先して速やかに災害対応業務に当たるものとする。
災害等が勤務時間外に発生した場合は、自身及び家族の安全を確保し

た上で、速やかに区議会事務局に参集し、災害対応業務に当たるものとする。

(2) 事務局職員は、次の活動を行う。

ア 議員、職員の安否を確認し、議長及び副議長に登庁を要請する。

イ 区災害対策本部等との連絡体制を確認する。

ウ 議会棟の安全確認及び放送設備・通信機器等の確認を行い、使用不能の場合は代替の場所・機器等を確保する。

エ 議員、職員の安否・参集の可否等の情報を踏まえ、議長と葛飾区議会災害対策会議設置について調整をする。

オ 議員、又は区災害対策本部等から得た情報を整理する。

(3) 災害等が本会議及び委員会の開催中に発生した場合は、傍聴者等の避難誘導、被災者の救護を行う。

6 葛飾区議会災害等対策会議

(1) 議会は、区災害対策本部等が設置されたとき、及び議長が必要と認めたときは、執行機関の災害対策活動を支援するため、葛飾区議会災害等対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

(2) 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長及び理事、危機管理対策特別委員会の正副委員長をもって組織する。

(3) (2)に定めるもののほか、議長は、必要に応じて災害対策会議に参加する議員を指名することができる。

(4) 災害対策会議は、議長が主催する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。議長及び副議長がともに事故あるとき、又は議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員会正副委員長、危機管理対策特別委員会正副委員長の順に議長の職務を代理する。

(5) (4)で定める議長及び職務代理者に事故あるとき、又は議長及び職務代理者が欠けたときは、年長の議員が職務を代理する。

(6) 災害対策会議は、次の事務を所掌する。

ア 議員の安否、居所、連絡手段等の把握

イ 区災害対策本部等からの情報収集及び議員への情報提供

ウ 議員が把握した被災情報等の整理及び区災害対策本部等への提供

エ 区災害対策本部等への提案及び要望等の調整

オ 国、東京都、関係機関に対する要望活動

カ 議会の機能回復に向けた対応

キ 議会の休会、会期変更に向けた調整

ク その他議長が必要と認める事項

(7) 区議会事務局は、災害対策会議の事務を補佐する。

7 災害発生時の行動

(1) 災害等発生時

ア 会議中の場合

議会	議員	事務局
・会議の休憩、散会等 ・災害対策会議の設置	・自身の安全確保、連絡体制の確立 ・地域の被災状況等の把握、地域の活動への協力	・議員、傍聴者の安全確保 ・議員の安否確認 ・議会棟の安全確認 ・災害対策会議設置の周知、運営補佐 ・区災害対策本部等との連絡体制確認

イ 会議が開かれていない場合

議会	議員	事務局
・災害対策会議の設置	・安全確保、事務局へ安否等の連絡 ・地域の被災状況等の把握、地域の活動への協力 ・災害対策会議への情報提供、区民への情報提供	・事務局への参集 ・議会棟の安全確認 ・議員、職員の安否確認 ・災害対策会議設置の周知、運営補佐

(2) 災害等発生から1週間程度

議会	議員	事務局
・災害対策会議所掌事	・地域の被災状況等の	・災害対策会議の運営

務の遂行	把握、地域の活動への協力 ・災害対策会議への情報提供、区民への情報提供	補佐 ・議員の活動状況の把握 ・議員、区災害対策本部等から得た情報の整理、伝達 ・区災害対策本部等との連携
------	--	--

(3) 災害等発生から1週間以降

議会	議員	事務局
・災害対策会議所事務の遂行 ・復旧、復興に向けた重要な議案（予算等）を審議するための臨時会開催 ・本会議、委員会の開催等、議会の機能回復に向けた協議 ・国・東京都・関係機関への要望等	・地域の被災状況等の把握、地域の活動への協力 ・災害対策会議への情報提供、区民への情報提供 ・臨時会への出席	・災害対策会議の運営補佐 ・議員の活動状況の把握 ・議員、区災害対策本部等から得た情報の整理、伝達 ・区災害対策本部等との連携 ・臨時会の開催、議会の機能回復に向けた準備

8 連絡体制

災害等発生時には、通信設備の被災による通信障害や利用制限等により通常の連絡手段が使用できない可能性があるため、電話・FAX・メール・災害時伝言ダイヤル・LINEなど、複数の連絡方法、連絡先を確保する。

また、災害対策会議から議員へ行う情報提供は、メール・FAX・タブレット（SideBooks）・LINEにより行う。

9 災害発生時の議会運営

議会運営委員会、本会議及び常任・特別委員会のいずれも、定足数が

確保できる場合は、欠席議員があっても原則として開催する。ただし、事務局職員及び説明員が多数被災するなど、議案審査等に支障が生じる場合は、開催日の変更を検討、又は区長の専決処分を認めるものとする。

10 備蓄品等の確保

災害等発生時には、議員と事務局職員は、数日間、議会に滞在し災害対応に当たることが想定されることから、その間に必要となる、非常用食料・飲料水や、毛布、救急セット、防災キットなどの備蓄品等を確保するものとする。

11 訓練及び研修

議員は、災害等発生時に適切な活動を行うため、日ごろから災害対応に関する知識の習得に努めるとともに、区や関係機関、自治町会等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

議会は、議員の災害対応力の向上に資するため、議会独自の訓練や研修を行う。

12 議会BCPの見直し

議会BCPを、より実効性のあるものとするため、今後災害等が発生した場合のその検証結果や、訓練及び研修の結果を踏まえ、議会運営委員会において常に見直しを行い、適宜必要な修正を行う。

情報連絡票

		受付担当者	
情 報	受付日時	月 日 時 分	
	議 員 名	(連絡手段)	
	内 容		
対 応 判 断	事務局案		
	災害対策会議		
処 理 記 録	日 時	内 容	記録者

(案)

地域を守る するために・・・

～ 大規模な災害が発生した場合における

葛飾区議会議員行動指針 ～

令和7年 月 日

目次

1	目的	1
2	対象とする災害	1
3	区議会災害等対策会議の設置	1
4	情報収集・伝達	1
5	災害発生時の具体的な行動	
	（１）災害等発生時（初動期）	2
	（２）災害等発生時から１週間（中期）	5
	（３）災害等発生時から１週間以降	5
6	日常の備え	6

<資料>

別紙１	区議会災害等対策会議と区災害対策本部との連携イメージ	8
別紙２	災害発生時に議会が開かれていない場合の行動イメージ	9
別紙３	区議会事務局職員参集予測	10
参考資料①	区災害対策本部の設置（初動期の体制）	11
	（区災害対策本部マニュアル抜粋）	
参考資料②	葛飾区の現状と被害想定	17
	避難者対策	27
	（地域防災計画抜粋）	

1 目的

令和2年3月11日に策定した葛飾区議会業務継続計画（議会BCP）に基づき、区内に大規模な災害等が発生した場合において、葛飾区議会の対応及び議員が取るべき行動について基本的な事項を定め、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的とする。

2 対象とする災害

葛飾区議会業務継続計画（議会BCP）が対象とする災害等

3 区議会災害等対策会議の設置

議長は、議会の災害対応に関する事務の総括にあたるため、区災害対策本部が設置されたとき、及び議長が必要と認めたときは、葛飾区議会災害等対策会議を設置する。このため、大規模災害時において、議長等が不在のときの職務代理順位は葛飾区議会業務継続計画（議会BCP）で定めた以下のとおり。

職務代行の対象者	議長
第1順位	副議長
第2順位	議会運営委員長
第3順位	議会運営副委員長
第4順位	危機管理対策特別委員会委員長
第5順位	危機管理対策特別委員会副委員長
第6順位以降	年長の議員

4 情報収集・伝達

議会として適正な審議や決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することは言うまでもない。被害状況などの災害情報は、区災害対策本部に集約されることから、区災害対策本部を通じて情報を得ることが効率的である。今後、災害総合システムのリプレイスが予定されており、区内の状況は蓄積され、リアルタイムに近い情報が確認できるようになる。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられることも事実であり、議員に寄せられる情報は、区の災害対策を行う上では非常に有益であり、区の災害情報を補完し、より実情を把握することにつながる。

このため、区の災害対策本部の情報を議会としても共有することは極めて重要である。そのためには、葛飾区議会災害等対策会議と区の災害対策本部において組織的な連絡・連携体制を確立しなければならない。

<資料>

別紙 1 「区議会災害等対策会議と区災害対策本部との連携イメージ」のとおり

5 災害発生時の具体的な行動

葛飾区議会業務継続計画（議会 B C P）で定めた災害発生時の行動に基づき、大規模災害発生時における議会、議員、及び区議会事務局職員のそれぞれの役割を踏まえ、次のとおり対応する。

（１）災害等発生時（初動期）

ア 会議（本会議・委員会）中の場合

①議会の具体的な対応

○会議の休憩または散会等

議長または委員長は、会議の休憩、散会等の判断を行い、議員及び区は速やかに災害対応にあたる。

会議の状況にもよるが、閉会予定日の 17 時を迎えた時点で、自然閉会となる。このため、上程された議案は廃案となり、区長の判断で専決処分が可能となる。（地方自治法第 179 条第 1 項）

○葛飾区議会災害等対策会議の設置

議長は必要に応じて、対策会議を設置する。対策会議の設置情報について、全議員、区長及び区災害対策本部に周知する。

○情報の収集及び伝達

対策会議は、葛飾区議会業務継続計画（議会 B C P）で定めた所掌事務に従い、初動期における情報収集や伝達を行う。

②議員の具体的な対応

○安全の確保

速やかに自らの安全を確保するほか、家族等の安否確認を行う。

○待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機し、確認でき次第、二次被害に十分留意し、地域の対応にあたる。

○地域の被災状況等の把握及び情報提供

必要に応じて地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。発災直後の被災状況などは、直接、区災害対策本部へ連絡するほか、救助・救命にかかる情報は、消防署（119 番）へ直接緊急通報するなどを行う。

○地域活動への協力、支援

地域における、自主防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

③区議会事務局職員の具体的な対応

○議員・傍聴者の安全確保

議員・傍聴者の避難誘導を行い、その後速やかに議員、傍聴者、区議会事務局職員の安否確認を行う。

○被災状況の確認

議会棟への影響のほか、水道や電気などのライフライン、電話やインターネットなどの通信状況を速やかに確認する。

○対策会議の運営補佐等

対策会議の業務に従事する。また、区災害対策本部等からの災害情報を収集する。

イ 会議（本会議・委員会）が開かれていない場合

<資料>

別紙2 「災害発生時に議会が開かれていない場合の行動イメージ」

①議会の具体的な対応

○葛飾区議会災害等対策会議の設置

議長は、必要に応じて対策会議を設置する。議会は、設置された場合、電話、メール、FAX等の通信状況を確認したうえで、全議員、区長及び区災害対策本部に周知する。

事故等により議長と連絡が取れない場合は、葛飾区議会業務継続計画（議会BCP）に従い、職務代理により対策会議を設置する。

②議員の具体的な対応

○安全確保・安否報告

速やかに自らの安全を確保するほか、家族等の安否確認を行う。また、区外にいるときに災害が発生した場合は、交通施設などの被災状況等を勘案しながら、速やかに区内に戻り、連絡が取れる体制を確保する。

なお、自身の安否報告については、必ず区議会事務局に対して行うこと。連絡手段は通信状況への影響を考え、次のとおり複数設定する。

事務局長 防災スマホ 070-6476-8955

事務局次長 防災スマホ 070-6483-2380

庶務係長 防災スマホ 070-1734-6446

LINE WORKS

事務局電話 03-5654-8502

事務局FAX 03-5698-1543

事務局メール 360100@city.katsushika.lg.jp

災害用伝言ダイヤル（１７１）

（登録用電話番号 ０３－５６５４－８５０２）

災害用伝言板（web １７１）

○対策会議への参集

葛飾区議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）で定める対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、被災状況等を判断したうえで、速やかに参集すること。

○地域の被災状況等の把握及び情報提供

必要に応じて地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。発災直後の被災状況などは、直接、区災害対策本部へ連絡するほか、救助・救命にかかる情報は、消防署（１１９番）へ直接緊急通報するなどを行う。

○地域活動への協力、支援

地域における、自主防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

③区議会事務局職員の具体的な対応（勤務時間中の場合）

○議員・来庁者の安全確認及び議員の安否確認

登庁中の議員や来庁者の避難誘導を行い、速やかに電話、メール、ＦＡＸ等の通信状況を確認したうえで、全議員及び区議会事務局職員の安否確認を行う。

○被災状況の確認

議会棟への影響のほか、水道や電気などのライフライン、電話やインターネットなどの通信状況を速やかに確認する。

○対策会議の運営補佐等

対策会議の業務に従事する。また、区災害対策本部等からの災害情報を収集する。

④区議会事務局職員の具体的な対応（夜間・土日祝日の勤務時間外の場合）

○区議会事務局への参集

緊急連絡網により情報伝達を行うことを並行し、自身及び家族の安全を確保し、区内在住者をはじめ、速やかに参集する。

○議員の安否確認

参集した職員は、速やかに電話、メール、ＦＡＸ等の通信状況を確認したうえで、全議員の安否確認を行う。

○被災状況の確認

議会棟への影響のほか、水道や電気などのライフライン、電話やインターネットなどの通信状況を速やかに確認する。

○対策会議の運営補佐等

対策会議の業務に従事する。また、区災害対策本部等からの災害情

報を収集する。

(2) 災害等発生時から 1 週間 (中期)

① 議会の具体的な対応

○ 対策会議の運営

議員から提供された地域の被災状況の情報を区災害対策本部に提供するとともに、区災害対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

状況を鑑みながら、区災害対策本部の対応状況に配慮したうえで、必要に応じて、区災害対策本部に対して災害情報の説明を求める。

また、今後の対応や議会開会の日程等について検討を開始する。

② 議員の具体的な対応

○ 地域の被災状況等の把握及び情報提供 (継続)

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

○ 地域活動への協力・支援 (継続)

地域における、自主防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

○ 区民への情報提供

災害情報を可能な範囲で、様々な方法により区民に提供する。

○ 対策会議への参集 (継続)

葛飾区議会業務継続計画 (議会 B C P) で定める対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、被災状況等を判断したうえで、速やかに参集すること。

③ 区議会事務局職員の具体的な対応

○ 対策会議の運営補佐等

対策会議の業務に従事する。また、区災害対策本部等からの災害情報を収集する。

○ 議場・委員会室等設備の確認

放送設備等が正常に動作することを確認し、不具合があれば代替手段を検討する。

○ 報道対応

報道機関の取材・問い合わせ等に対応する。

(3) 災害等発生から 1 週間以降

① 議会の具体的な対応

○ 対策会議の運営 (継続)

議員から提供された地域の被災状況の情報を区災害対策本部に提供するとともに、区災害対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

状況を鑑みながら、区災害対策本部の対応状況に配慮したうえで、必要に応じて、区災害対策本部に対して災害情報の説明を求める。

また、臨時会の開催など、今後の対応や議会開会の日程等について検討を開始する。

②議員の具体的な対応

○地域の被災状況等の把握及び情報提供（継続）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を対策会議に提供する。

○地域活動への協力・支援（継続）

地域における、自主防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

○区民への情報提供

災害情報を可能な範囲で、様々な方法により区民に提供する。

○対策会議への参集（継続）

葛飾区議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）で定める対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、被災状況等を判断したうえで、速やかに参集すること。

③区議会事務局職員の対応

○対策会議の運営補佐等（継続）

対策会議の業務に従事する。また、区災害対策本部等からの災害情報を収集する。

○議場・委員会室等設備の確認（継続）

放送設備等が正常に動作することを確認し、不具合があれば代替手段を検討する。

○報道対応（継続）

報道機関の取材・問い合わせ等に対応する。

○議会再開に向けた準備

議会が再開した場合において、審議が円滑かつ効率的に行うための準備を行う。

6 日常の備え

（１）防災訓練及び研修

大規模災害等を想定し、議員及び職員が参加する訓練を実施するとともに、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図るため、研修を実施する。

（２）備蓄品の確保

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対応業務に従事することなどを鑑み、最低３日分の水や食料などの備蓄品を備える。

(3) 通信環境の検討

電話やFAXの代替となるLINE WORKS以外のSNSの活用等も検討し、複数の通信手段を検討する。

(4) 議場等の代替施設の検討

災害対応は、区政への重要な決定事項であるため、被災状況によるが、議会再開に向けた代替施設の確保について検討する。

<資料>

別紙1 区議会災害等対策会議と区災害対策本部との連携イメージ

別紙2 災害発生時に議会が開かれていない場合の行動イメージ

別紙3 区議会事務局職員参集予測

参考資料① 区災害対策本部の設置（初動期の体制）

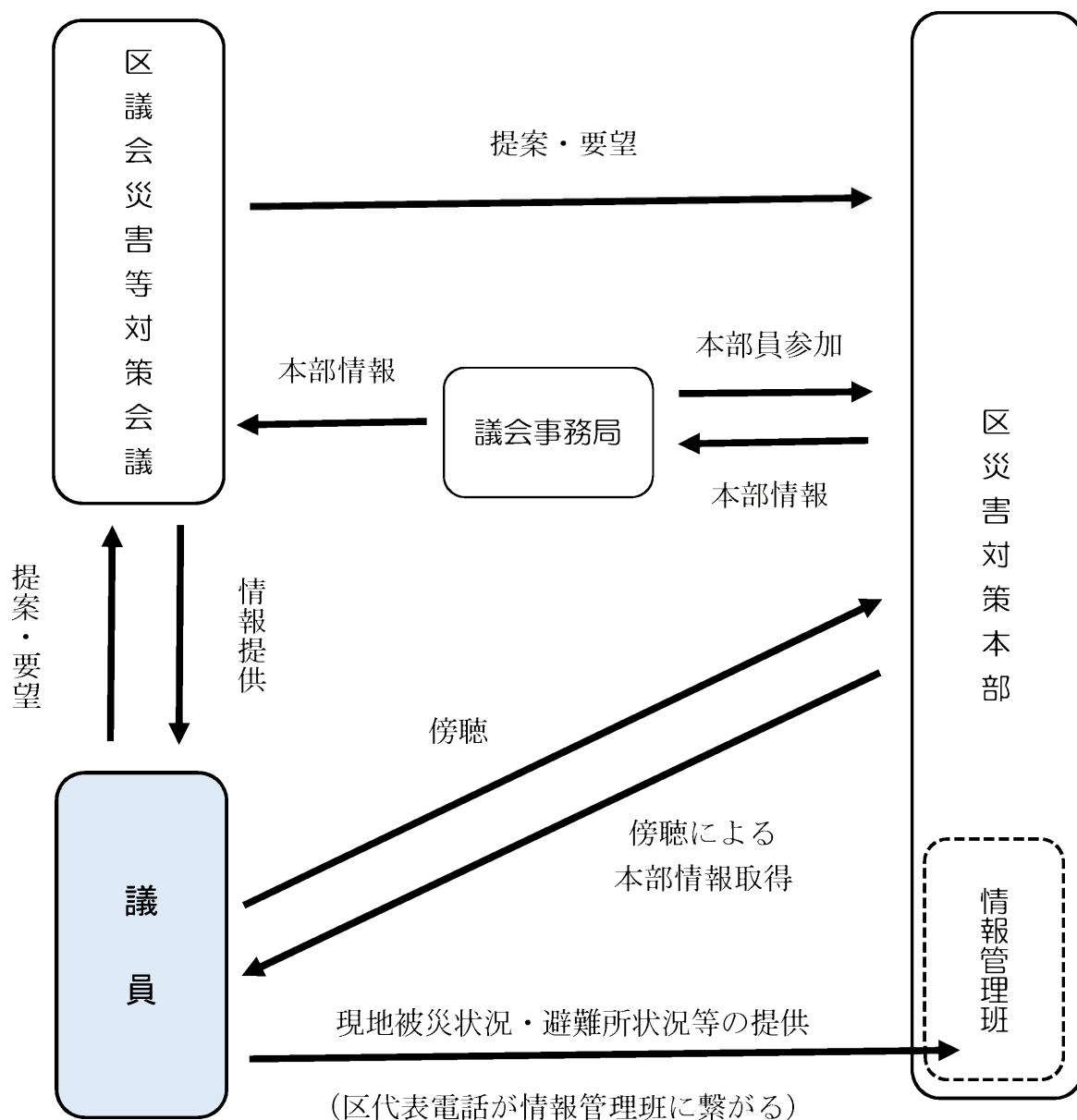
（区災害対策本部マニュアル抜粋）

参考資料② 葛飾区の現状と被害想定

避難者対策

（地域防災計画抜粋）

【区議会災害等対策会議と区災害対策本部との連携イメージ】

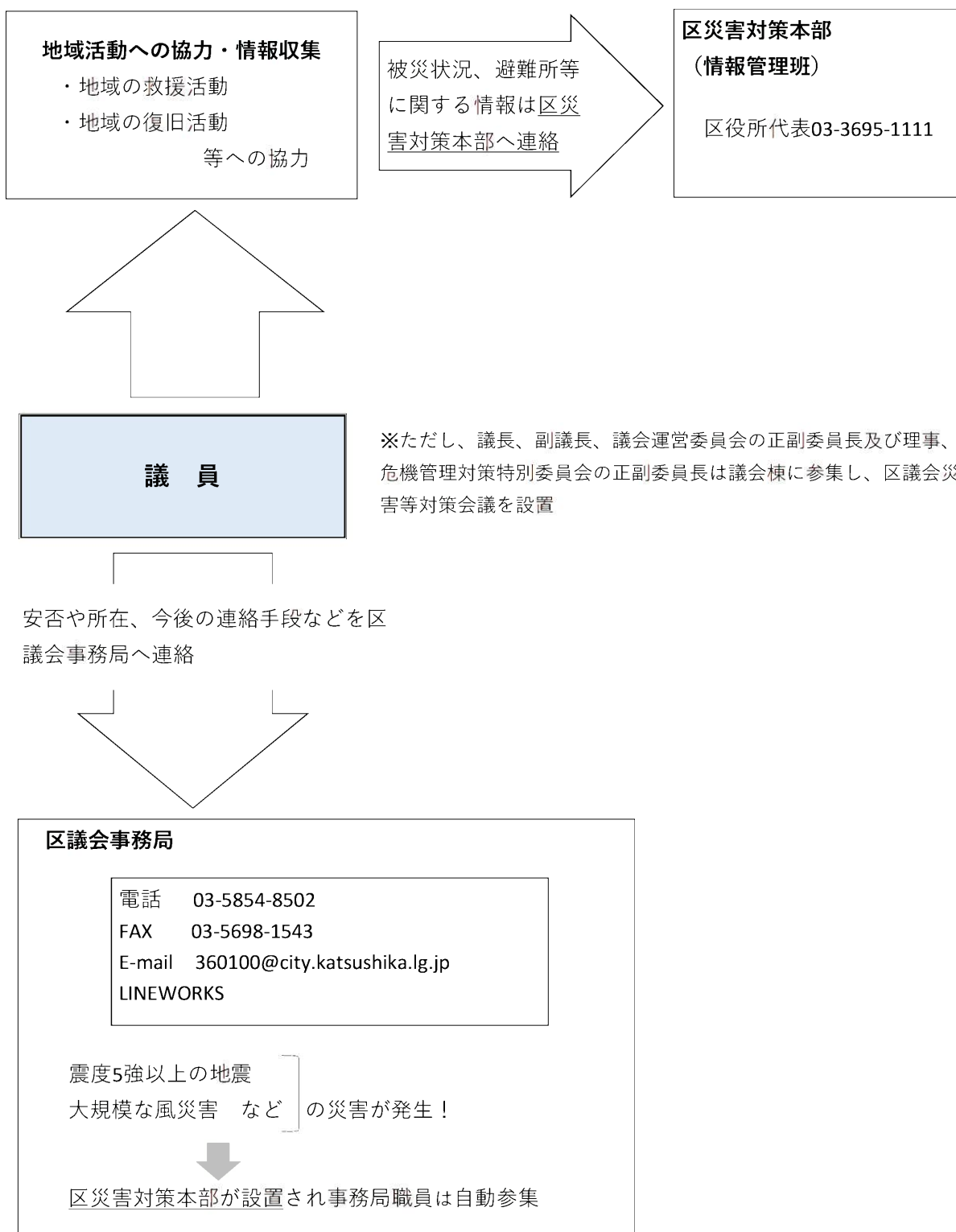


- ・ 議員から発災直後の現地被災状況・避難所状況等に関する情報は、区災害対策本部情報管理班に行う。
- ・ 区議会事務局の体制が整う一定時間経過後は、区当局ができる限り災害対応に専念できるよう、対策会議を窓口として行う。
- ・ 議員から区災害対策本部への要望は、区議会災害等対策会議で調整し、行う。
- ・ 区議会事務局は、区災害対策本部から取得した情報を区議会災害等対策本部へ提供する。
- ・ 区議会災害等対策会議は、議員へ情報提供を行う。
- ・ 区災害対策本部の傍聴による情報取得

【災害発生時に議会が開かれていない場合の行動イメージ】

区から発信する情報は以下により取得し必要に応じて地域へ提供

- ・区公式ホームページ
- ・区公式SNS（X、フェイスブック、LINE）
- ・かつしかFM（79.8MHz）



【区議会事務局職員参集予測】

居住地	人数	発災から区議会到着までの時間（※）	参集手段
区内	5名	1～ 3hr	徒歩or自転車orバイク
区外	9名	3～11hr	
	1名	育児や看護等のため参集不可	
職員合計	15名	※家族の安否確認に要する時間を含む	

葛飾区災害等対策本部体制(抜粋)

- ・震度6弱以上の地震→全職員による災害対応
- ・震度5強の地震→全職員の40%の人員による災害対応

【参考資料①】

区災害対策本部マニュアル（抜粋）

区災害対策本部の設置 （初動時の体制）

災害対策本部の設置（初動時の態勢）

区長は、区内で震度５強以上の地震が発生した場合に、災害対策本部を設置する。

震度５強では、第１非常配備態勢として、あらかじめ指定された４０％の職員が参集して対応する。

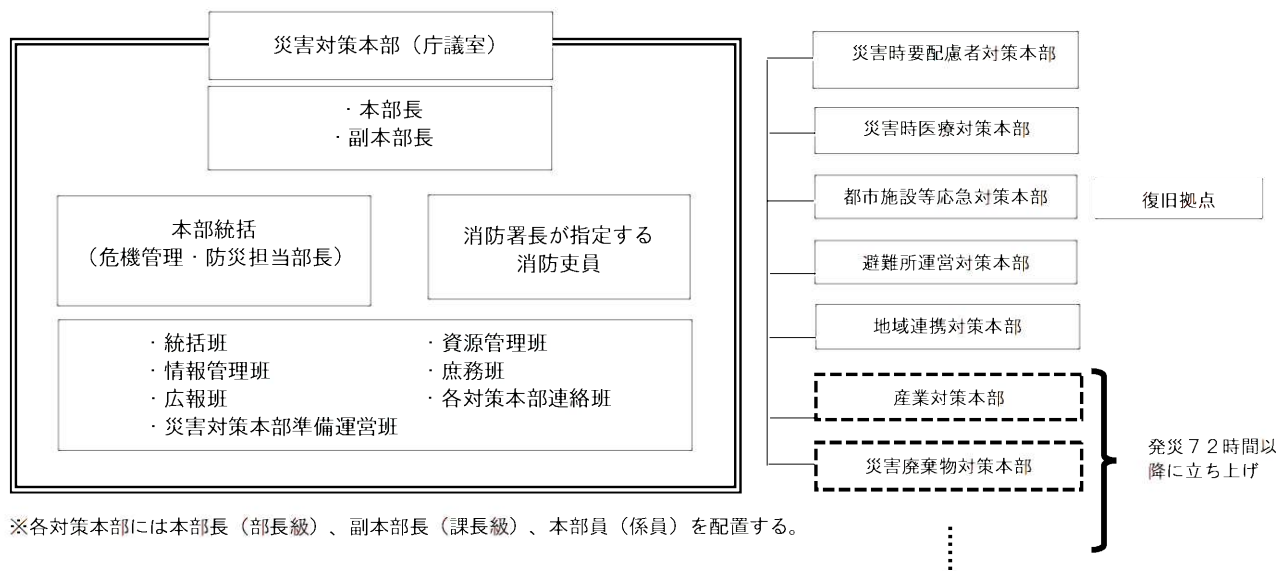
震度６弱では、第２非常配備態勢として、全職員が参集対象となり、対応する。

災害対策本部は、災害対策条例及び災害対策本部に関する規則に基づき設置するが、発災直後からおおよそ３日までの初動体制については、以下により対応するものとする。

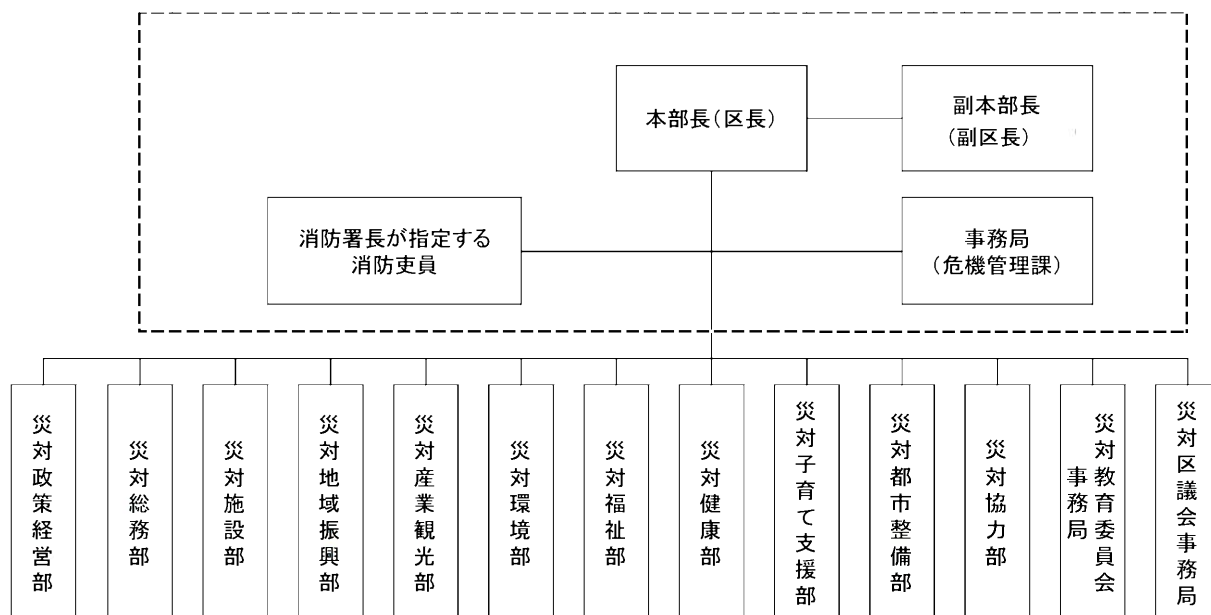
危機管理・防災担当部長は、庁議室・５階執務室・７階会議室に災害対策本部長室を開設して、災害対策本部長室の全体統括を行う。災害対策本部長室には、統括班、情報管理班、広報班、本部運営支援班、資源管理班、庶務班のとおりに各班を組織して、初動時の業務を遂行する。配置予定職員以外にも、参集職員を、班員として各班に配置するものとする。

災害対策本部態勢時には、災害対策本部長室の他、庁内に災害時要配慮者対策本部・災害時医療対策本部・都市施設等応急対策本部・避難所運営対策本部・地域連携対策本部を設置して、初動活動を行う。初動時の活動経過に従い、本部長が必要と認めた場合、順次、災対各部単位の態勢に移行して、「葛飾区業務継続計画（BCP）〈震災編〉」に基づいて業務を実施する。

初動時の活動態勢



葛飾区災害対策本部に関する規則に基づく災害対策本部組織図



1 災害対策本部長室

1-1 統括班

班長：危機管理課長

副班長：地域防災課長、生活安全課長

(1) 計画担当

リーダー 管理係長、災害対策係長

班員：危機管理課

業務概要

- ・ 各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等
- ・ 各班の支援

(2) 受援・渉外担当

リーダー：危機管理担当官、生活安全係長、地域安全係長

班員：生活安全課

業務概要

- ・ 各種防災通信機器による外部関係機関との連絡調整（要請・情報収集等）

(3) 避難所統括担当

リーダー：自助・共助係長、訓練係長

業務概要

- ・ 避難所運営の統括

- ・ 防災活動拠点や避難場所の状況把握

1-2 情報管理班

班長：政策経営部長

副班長：デジタル推進担当部長

(1) 情報連絡担当

リーダー：政策企画課長 サブリーダー：協働推進担当課長、経営改革担当課長

班員：政策企画課、総務課（法規担当係指定）

業務概要

- 区内部組織との連絡調整及び収集したすべての情報の集計、管理、提供を主な業務とする
 - ・ 問い合わせ対応担当が作成した情報連絡票の、災害対策本部各班、災対各部への移送
 - ・ 災害対策本部各班、災対各部及び外部関係機関からの情報収集
 - ・ 収集した各種情報について継続的な集計、管理及び各班等への情報提供

(2) 問い合わせ対応担当

リーダー：デジタル推進担当課長、選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長

サブリーダー：企画担当係長、統計調査係長、すぐやる係長、選挙担当係長

班員：政策企画課、財政課、総務課、すぐやる課、人事課、人材育成課、契約管財課、税務課、会計管理課、監査事務局、選挙管理委員会事務局、災害対策本部室指定職員寮職員

業務概要

- ・ 一般電話及び総合庁舎窓口における区民等からの情報提供、問い合わせに対する対応を主な業務とする

1-3 広報班

班長：区長室担当部長

リーダー：広報課長

サブリーダー：広報課広報係長、広報課シティセールス係長

班員：広報課

業務概要

- ・ 区民等に対する避難情報を含めた広報活動の管理運営
- ・ 広報に関する区民等からの要望等への対応
- ・ マスメディアの対応管理

1-4 本部運営支援班

班長：監査事務局長

リーダー：秘書課長

サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長

業務概要

- ・ 災害対策本部において開催される会議開催の準備及び運営
- ・ 災害対策本部における検討過程、決定内容等の記録
- ・ 統括班の補助

1-5 資源管理班

班長：施設部長

(1) 資源維持管理担当

リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長

班員：施設管理課、施設維持課

業務概要

- ・ 備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定

(2) 輸送担当

リーダー：税務課長 サブリーダー：収納対策課長

班員：税務課、収納対策課

業務概要

- ・ 避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立
- ・ 各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理

1-6 庶務班

班長：総務部長

副班長：総務課長

(1) 職員支援担当

リーダー：人事課長 サブリーダー：人材育成課長、総務部副参事（法規担当）

業務概要

- ・ 職員の参集状況等の集約
- ・ 各課における勤怠管理・健康管理の支援

- ・ 職員用の飲料水、食糧、資器材等の確保及び配布
- ・ 職員用の休憩場所の確保及び利用調整
- ・ 他団体からの災害派遣職員の受入に係る調整

(2) 財務会計担当

リーダー：財政課長 サブリーダー：会計管理課長、契約管財課長

班員：財政課財政担当係長、契約管財課契約係長、会計管理課会計管理係長

業務概要

- ・ 災害対策に要する財政上の管理調整
- ・ 災害対策に係る各種契約の締結等の管理
- ・ 災害対策に係る各種経費の支出等の管理

2 都市施設等応急対策本部

都市整備部・施設部施設維持課職員が従事する。

3 災害時要配慮者対策本部

福祉部職員が従事して、要配慮者の対策業務にあたる。

4 災害時医療対策本部

健康部職員が従事して、医療対策業務にあたる。

5 避難所運営対策本部

教育委員会事務局職員が従事して、学校避難所の運営対策業務にあたる。

6 地域連携対策本部

地域振興部職員が従事して、地区災害対策拠点（地区センター）の運営や自治町会との連絡調整業務にあたる。

葛飾区の現状と被害想定

第1節 葛飾区の概況

1 地勢

本区は、東京 23 区の北東端に位置し、東は千葉県松戸市、西は足立区、南は江戸川区、墨田区、北は埼玉県三郷市、八潮市と接している。

面積は、約 34.80 km²であり、東西約 7.3 km、南北約 9.84 km と南北に長い。

荒川、江戸川、大場川が区の境を流れているほか、中川、新中川、綾瀬川が区内を流れている。

土地は、旧利根川沿いに発達した、砂れきを主成分とする沖積の低地で、ほぼ平坦で起伏のない地形である。

2 人口

2-1 人口・世帯数

（令和 5 年（2023）10 月 1 日現在）

人口				世帯数
総数	男	女	密度（人/km ² ）	
466,778	232,645	234,133	13,413.2	247,940

2-2 昼夜間人口

（令和 2 年国勢調査より）

昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率（%）
376,832	453,093	83.2

3 土地利用

本区は、令和 4 年（2022）年 1 月時点の地目別土地面積（課税地）によると、約 95%が宅地（工業地・商業地含む）であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分している。また、用途地域の指定状況は、住居系が 51.1%と大きな割合を占め、住宅・人口が密集した市街地を形成している。

4 交通

本区は、南西から北東に走る水戸街道（国道6号）と蔵前橋通り、これらと直交する環状七号線、平和橋通りなどの主要幹線道路によって、道路網の骨格が形成されている。鉄道路線は、JR常磐線、総武本線、京成電鉄本線、押上線、金町線、北総鉄道北総線が区域を結んでいる。

5 産業

区内の事業所数、産業従業員数は、令和3（2021）年現在で15,883事業所、産業従業者数141,421人となっている。従業者数の内訳は、第3次産業が約82%と大半を占めている。

第2節 被害想定

1 地震

1-1 想定地震

東京都防災会議は、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づき「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（令和4年5月25日公表）。

区では、この地震の中から葛飾区で最も被害の発生する「都心南部直下地震」を地域防災計画の想定地震とする。

想定地震の前提条件は、次のとおりである。

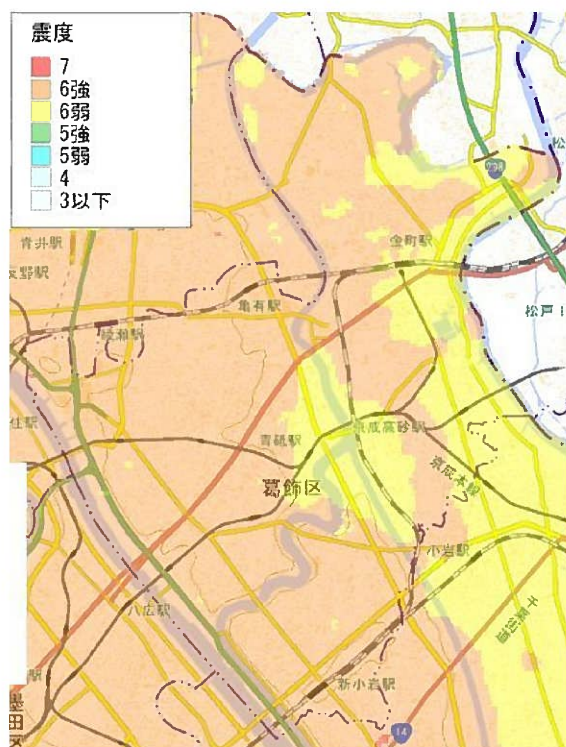
■地震被害想定的前提条件

地震の種類	都心南部直下地震（首都直下地震）
震源	都心南部直下
規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約35～49km
地震発生の時刻	冬・夕方 風速8m/s (冬・早朝、冬・昼、風速：8m/s、風速は4m/sでも算定)

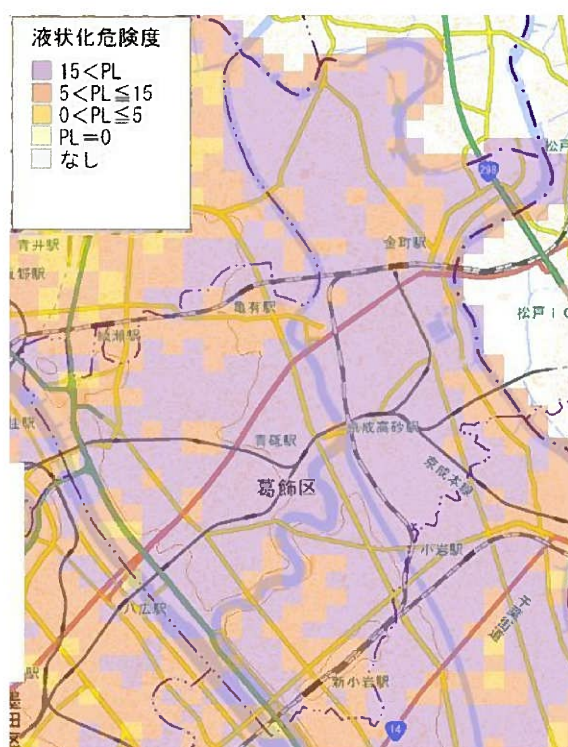
1-2 地震動・液状化

地震動は、ほとんどの区域で震度6強、北東部など一部区域で震度6弱の揺れが想定された。液状化危険度は、ほぼ全域で液状化危険度が高いと想定された。

■地震動分布



■液状化危険度分布



1-3 物的・人的被害

都心南部直下地震が冬・夕方、風速8m/sの条件（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪のケース）で発生した場合、次のような被害の発生が想定されている。

■都心南部直下地震による主な被害

建物全壊棟数	4,589 棟
焼失棟数	5,373 棟
死者	283 人（うち要配慮者 222 人）
負傷者	3,439 人
エレベーター閉じ込め台数	557 台
自力脱出困難者	1,239 人
避難者数	169,051 人
避難所避難者数	112,701 人
帰宅困難者	31,738 人

0 葛飾区の現状と被害想定

第2節 被害想定

■被害想定一覧

想定地震			都心南部直下地震 M7.3						
想定発生時刻			冬・早朝		冬・昼		冬・夕方		
想定風速			風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	
原因別建物全壊棟数		計（棟）	4,589						
		ゆれ	4,119						
		液状化	470						
		急傾斜地崩壊	0						
火災	建物被害	焼失棟数（※1）	1,163	993	1,587	1,354	5,373	4,696	
		焼失率	1.1%	0.9%	1.5%	1.3%	5.1%	4.4%	
人的被害	死者	計（人）	288	284	145	140	283	269	
		ゆれ建物被害	245	245	102	102	159	159	
		屋内収容物	14	14	9	9	10	10	
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
		火災	29	25	32	27	110	96	
		ブロック塀等	0	0	1	1	4	4	
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0	
		負傷者	計（人）	3,844	3,825	2,712	2,692	3,439	3,378
	ゆれ建物被害		3,466	3,466	2,347	2,347	2,624	2,624	
	屋内収容物		283	283	207	207	211	211	
	急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	
	火災		89	70	110	90	459	398	
	ブロック塀等		6	6	47	47	145	145	
	屋外落下物		0	0	0	0	0	0	
	うち重傷者		計（人）	467	461	337	331	512	495
		ゆれ建物被害	377	377	243	243	281	281	
		屋内収容物	63	63	45	45	46	46	
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
		火災	25	20	31	25	128	111	
		ブロック塀等	2	2	18	18	57	57	
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0	
		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		523	522	527	525	557	551
	要配慮者		死者数（人）	226	222	114	110	222	211
	自力脱出困難者数		発生数（人）	1,663	1,663	1,089	1,089	1,239	1,239
	災害廃棄物（万t）			118	118	119	119	127	126
	ライフライン被害		電力（停電率）	11.8%	11.6%	12.3%	12.0%	15.6%	15.0%
通信（不通率）			1.5%	1.3%	1.9%	1.7%	5.5%	4.8%	
上水道（断水率）			61.1%	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%	61.1%	
下水道（管きよ被害率）			7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	
ガス（供給停止率）			5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	
避難者数（人）		避難者数（人）	155,694	155,152	157,040	156,299	169,051	166,902	
		避難所避難者数（人）	103,796	103,435	104,693	104,199	112,701	111,268	
		避難所外避難者数（人）	51,898	51,717	52,347	52,100	56,350	55,634	
		帰宅困難者数（人）	—	—	31,738	31,738	31,738	31,738	

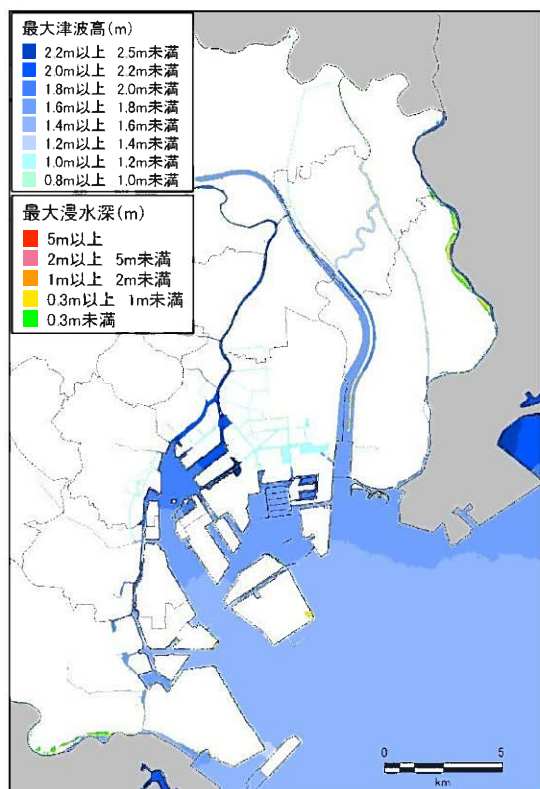
（※1）焼失棟数には倒壊し焼失した建物も含む

2 津波

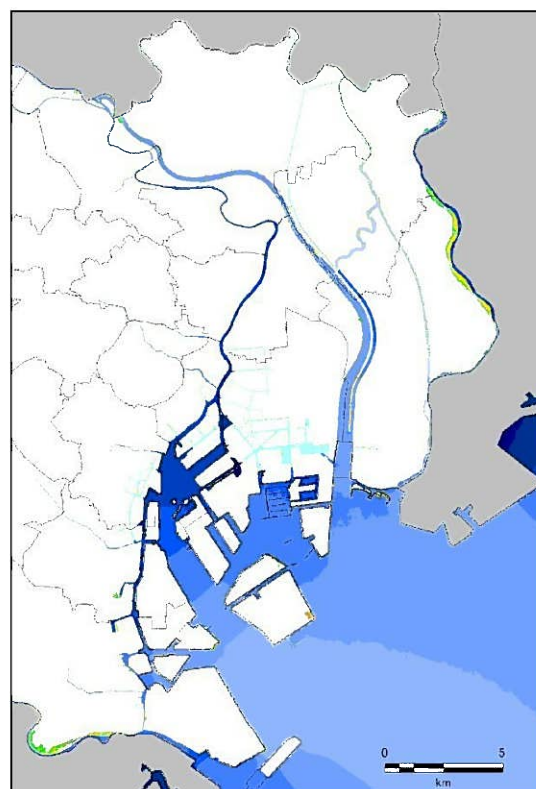
津波は、東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日）において、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震の津波浸水が想定されている。

津波は、両方の地震において荒川、江戸川を遡上するものの、水位の上昇は堤防を越えることはなく、区内で浸水は発生しないと予測されている。

■大正関東地震の津波浸水図



■南海トラフ巨大地震の津波浸水図



一方、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策（最終報告）」（平成 25 年 12 月）では、首都圏直下のマグニチュード 7 クラスの地震及び相模トラフ沿いのマグニチュード 8 クラスの地震について検討し、次のような津波の想定をしている。

これによれば、都区部直下の地震による津波は東京湾内では 1 m 以下である。最大クラスの地震による津波は、東京湾内 3 m 程度とされており、河川沿いの避難場所（高水敷き）が浸水する可能性もある。

なお、いずれの津波においても、河川施設がすべて被災し機能しない場合は、海拔ゼロメートル地帯に浸水が及ぶ可能性がある。

■津波の想定

地震	地震の規模	発生頻度	津波
都区部直下	M 7 クラス	今後 30 年間に約 70%	東京湾内 1 m 以下
大正関東地震タイプの地震	M 8 クラス	200～400 年間隔、 前回から約 100 年経過	東京湾内 2 m 程度以下
最大クラスの地震		2000 年～3000 年間隔、 前回から約 300 年経過	東京湾内 3 m 程度以下

3 南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

葛飾区は、南海トラフ地震の被害想定において最大震度は5強とされていて、「1 地震」に示す首都直下地震の被害想定と比較し被害は小さいとされている。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定地域に含まれていない。

そのため、南海トラフ地震等の対応に関しては、都市機能は極力平常通り確保し、被害の軽減や社会的混乱を防止するための対策を講じる方針とする。

※「東海地震」と「南海トラフ地震に関連する情報」について

東海地震とは、南海トラフ地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とする地震である。

地震の直前予知が可能であるとの考えの下、地震予知情報に基づく警戒宣言の発令後にあらかじめ定めておいた緊急的な対応を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする大規模地震対策特別措置法が昭和53（1978）年に施行され、地震防災対策強化地域が指定された。

しかし、平成25（2013）年にとりまとめられた「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の下に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告において、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい。」とされた。その一方で、南海トラフ沿いにおける観測網の充実により地震に関する様々な異常な現象を捉えることも可能になってきた。

そのため、気象庁では、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査が行われる。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨を周知することとしている。

4-1 風水害の歴史

東京低地では、これまでに多数の水害が発生しており、江戸時代から数々の記録が残されている。

荒川沿岸においては、江戸時代から明治時代にかけて頻繁に洪水が発生しており、明治時代に床上浸水などをもたらした洪水は10回以上に上る。その中でも、明治29（1896）年、35（1902）年、40（1907）年、43（1910）年のものは大洪水となり、特に、明治40（1907）年の洪水は、3つの台風による大量の雨の影響で甚大な被害が発生させた。荒川では、これまでにない水位を記録し、至る箇所では堤防の決壊や越水が発生した結果、東京府では負傷者14人、行方不明者1人、家屋破壊2,111戸、浸水46,585戸を記録する大水害となった。さらに、明治43（1910）年の東京大洪水では、多くの堤防が決壊し、東京低地一帯が水没し、甚大な被害が発生した。

この東京大洪水を契機とし、現在の荒川である「荒川放水路」が開削され、大正13（1924）年通水、その後しゅんせつや水門工事の完成により、昭和5（1930）年に約20年をかけて事業が完了した。

荒川放水路の完成後も、都内低地では度々災害に見舞われた。特に、昭和22（1947）年のカスリーン台風では、記録的な豪雨により、荒川、利根川、中川の堤防が決壊し、葛飾区では全域に避難命令が出された。

その後は、河川改修や堤防の整備が進み、大きな災害は発生していない。

4-2 葛飾区で考慮すべき災害

（1） 外水氾濫

外水氾濫とは、大雨により河川水位が高くなり、越水や堤防の決壊が発生したために引き起こされる水害である。

外水氾濫は、短時間で河川から大量の氾濫流が一気に流入するため、建物等の浸水被害や人的な被害を引き起こす。流れ込んできた泥水は、排水後も家に堆積し、復旧困難な状況になる。

河川管理者は、円滑かつ迅速な避難の確保や浸水の防止により被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域について示した浸水想定区域図等を公表している。

区では、これを風水害の前提条件としてハザードマップを作成し、周知している。

0 葛飾区の現状と被害想定

第2節 被害想定

(2) 内水氾濫

内水氾濫とは、短時間で局地的に降る大量の雨により、下水や水路等の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることである。

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響により、都市部では、台風以外にも時間100mmを超えるような集中豪雨が多発し、地表の多くが建物や道路舗装に覆われているため、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集中するようになった。そのため、地盤の低い地域において浸水がたびたび発生している。さらに、地下利用の増加などにより、地下施設における浸水被害も発生している。

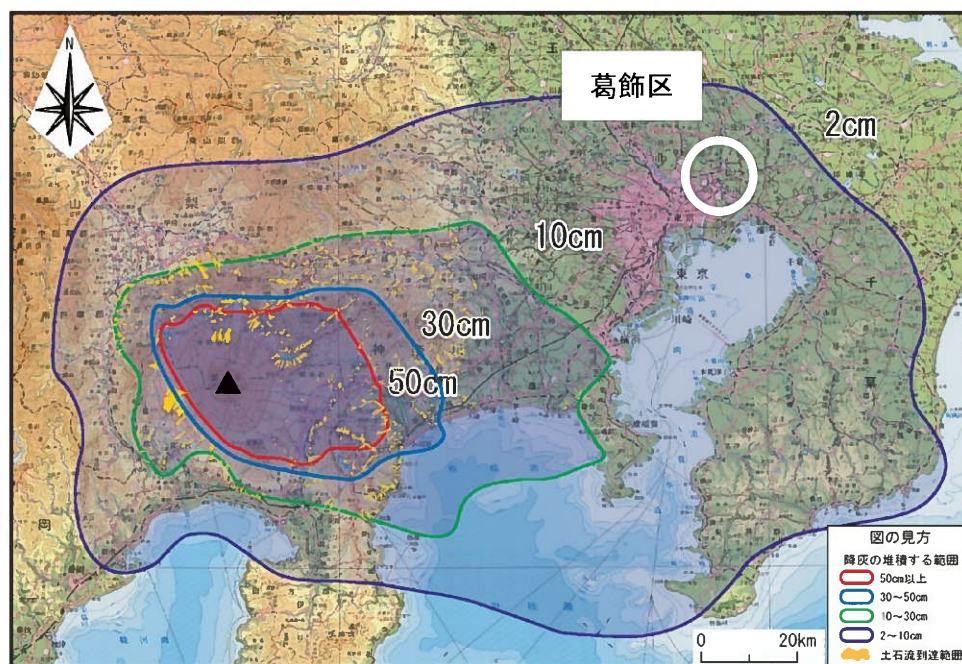
5 火山

葛飾区は、富士山から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはないが、降灰による影響が及ぶ可能性がある。実際に、1707年の宝永噴火は、江戸に大量の火山灰をもたらし、葛飾区においては0.5cm～1cm程度の降灰があった。

平成18年「富士山火山広域防災対策基本方針」（中央防災会議）の富士山防災マップを基にした都の想定では、葛飾区で2cm～10cm程度の降灰があるとされており、健康障害、建物被害、交通・ライフライン・商工業等への影響が考えられる。

一方、浅間山の噴火によっても、過去に関東地域まで降灰が及んだため、同様の影響が懸念される。

■富士山防災マップ（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



6-1 危険物事故

次のような危険物等による災害の発生を想定する。また、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出を対象とする。

- (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの。
(例) 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- (2) 高压ガス：高压ガス保安法第2条に規定されているもの。
(例) 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
- (3) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの。
(例) 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- (4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの。
(例) 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）
劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

6-2 放射性物質事故

放射性物質については、次のような事故を想定する。

- (1) 都内の放射性物質取扱事業所施設における、地震、火災等の自然災害等に起因する事故
- (2) 核燃料物質の運搬時、陸上輸送中の車両接触事故等によって格納容器が破損し、放射性物質が放出されるなどの事故
- (3) 原災法に規定される原子力事業所及び原子力艦における、地震、火災、人為的ミス等による事故

6-3 航空機事故

航空機は、燃料として大量の引火性液体を搭載しており、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、火災は急激に拡大し、広範囲にわたる大規模災害に発展するおそれがある。

東京都内には、東京国際空港、調布飛行場等があり、毎日数多くの航空機が離着陸しているため、区域において航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合を想定する。

6-4 鉄道事故

平成17（2005）年におきたJR福知山線の事故では、死者107人、負傷者562人という大きな被害が生じたように、過密な鉄道での事故は大惨事につながる。

葛飾区には、常磐線、京成本線等複数の路線があり、多くの人々の通勤・通学等の手段になっているため、区域における列車の衝突、脱線等による死傷者を伴う大規模な事故を想定する。

6-5 道路・橋梁事故

車両の衝突、車両火災、橋梁の落下等道路構造物の破壊を想定する。

6-6 ガス事故

ガス導管等からのガス漏えい事故が発生した場合を想定する。

6-7 NBC事故

核物質、生物剤、化学剤による人身被害の発生、又は発生のおそれがある場合を想定する。

また、発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案を想定する。

なお、いわゆるCBRNE災害又はこれが疑われる事案も対象とする。この際、CBRNE災害はテロによるものだけではなく、平常時の事故を含むことも留意する。

※事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

※CBRNE災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。

避難者対策

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

地震発生後は、安全が確保された自宅で生活を継続することを基本とし、避難所は自宅が被災した区民等が生活する場所とする。そのため、避難生活に備えて事前に避難所を指定し、施設の安全化等の整備を行う必要がある。

事前に避難行動要支援者に関する名簿を作成し、災害時に自力で避難行動がとれない方々に対して、地域での安否確認や支援が必要となる。また、発災時には、職員の避難所への参集が困難な場合に備え、避難者が自主的に開設する体制をとることも必要である。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。区は、これらを効果的に行う体制を整備する取り組みを行う。

さらに、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、区は、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な意見を持つ住民の参画により、避難時の生活環境の向上に取り組む。

2 対策の現状

① 区は、火災が拡大したときの避難場所として河川敷や大規模公園等を13箇所指定しており、一時的に生活の場となる避難所（第一順位）として小中学校等を77箇所、その他の避難所（第二順位）として高等学校や福祉施設等を指定している。

また、発災時の地域の一時集合場所として、各自治町会で選定した公園等を指定している。

② 避難所の開設については、発災直後に職員が参集できない場合に備え、避難する区民自らが避難所を開設できるよう、地域での避難所の運営会議や訓練を支援している。

③ 学校避難所の機能を強化するため、マンホールトイレ、外壁・窓ガラス等の落下防止策を実施している。

- ④ 電気・ガス・水道が使えないときに地域で生活を継続するために、公園にかまど兼用ベンチや仮設トイレなどの生活支援設備、救出救助活動に使う資器材を配備した防災活動拠点を整備している。
- ⑤ 災害時のペット対策について、東京都獣医師会葛飾支部とで治療体制、一時保護、避難所での飼育のあり方について意見交換を行なっている。

3 対策の課題

- ① 都心南部直下地震の被害想定では、約 17 万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約 11 万人と予想されている。指定避難所の最大収容人数は、什器分を加味せず第一順位で約 112,000 人、第二順位で約 11,000 人、合計約 123,000 人であり、避難者数、避難所避難者数と比較すると避難者数の約 72%、避難所避難者数の約 112%の収容となっている。そのため、耐震性のある自宅での生活の継続、広域避難を考慮した避難先の確保が必要となる
- ② 避難誘導においては、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の手助けが必要であり、そのための支援体制づくりが求められている。
- ③ 避難所の生活においては、大規模災害の教訓により避難者による避難所自主運営体制の整備が必要である。避難生活時には、性的マイノリティの方への配慮も含め、要配慮者、女性等のニーズへの対応等が求められる。
- ④ 避難生活時には、ペットの同行避難に伴う避難所での飼育、飼い主を失ったペットへの対応等が求められる。
- ⑤ 避難所においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染者増加やクラスター発生を防止する対策が必要となる。

4 対策の方向性

① 避難所等の整備

避難者の安全確保及びライフラインの途絶に備えた生活確保のため、避難所施設におけるマンホールトイレや非常用電源、空調等の整備や防災活動拠点の整備を行う。

また、避難所は災害時における要配慮者の避難を想定して、施設・設備のバリアフリー化を計画的に進める。

② 要配慮者の体制の構築

要配慮者の支援については、区が避難行動要支援者名簿の作成を行い、区、福祉関係団体、福祉関係事業者、自治町会等、行政と地域とが協力して支援する体制を構築する。

避難支援等関係者は、本人や家族等の生命、身体を守ることを第一とし、災害時の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うこととする。

危機管理課は、避難支援等関係者に、区内の被害想定や防災に関する情報の提供や、訓練を通じて、安全に避難支援活動ができるよう支援する。

③ 避難所運営訓練の実施

避難所の開設について、自治町会、PTA、学校等が一体となった運営体制を検討し、訓練を行う。

避難所の運営においては、女性等のリーダー等の参画を推進し、要配慮者や女性等への配慮等の視点にたった検討を行い、訓練に反映する。

④ 災害時のペットのあり方の検討

獣医師会等との連携により災害発生時のペットのあり方の検討、飼い主への啓発を図る。

⑤ 女性等のための防災対策等検討委員会での検討

避難生活期の女性等のニーズに対応していくために、女性等のための防災対策等検討委員会を立ち上げて女性等の視点の防災施策について検討する。

⑥ 避難所における感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年度 葛飾区）に基づき、衛生用品調達、担当職員等への事前教育、避難所運営ルール、避難所レイアウト整理等の対策を検討する。

⑦ 避難者の分散

避難所の収容人数に限りがあること、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止することを踏まえ、自宅での生活が可能な場合における在宅避難、縁故避難の推進や避難所の拡充等の対策について検討する。

5 対策のながれ

